

入院セットレンタル及び
患者私物パジャマ等洗濯業務委託契約

仕 様 書

国立循環器病研究センター
令和 7 年 2 月

1. 目的

本契約は、国立循環器病研究センター（以下、「当センター」という）の入院患者に賃貸する寝衣・タオル類等の入院セットについて、入院セットの賃貸借及び集配・回収業務・請求管理業務を委託すること及び患者私物パジャマ等の洗濯業務を委託することにより、入院患者の療養環境向上及び円滑な病院運営を向上させることを目的とする。

また、本仕様書は入院セットレンタル及び患者私物パジャマ等洗濯業務を行う受託者が本業務を実施するにあたり、当センターが必要とする条件等を定めるものである。

2. 委託期間

自 令和 7 年 9 月 1 日

至 令和 12 年 8 月 31 日

3. 賃貸借物品仕様

- (1) 老朽・汚染など患者使用に不適な寝衣・タオル類は、速やかに更新すること。
- (2) 寝衣・タオル類の補修・新調は必要に応じ適宜行うこと。

4. 貸出・集配・洗濯を行う品目

- (1) 寝衣（パジャマ・浴衣・マタニティウェア）2 組、タオル類（バスタオル・フェイスタオル）（洗濯込）
- (2) 寝衣（パジャマ・浴衣・マタニティウェア）2 組（洗濯込）
- (3) 患者私物パジャマ等洗濯
- (4) おむつ

※ (1)日額税抜 450 円、(2)日額税抜 400 円、(3)1 袋あたり税抜 800 円を上限とした金額設定とすること。(3)の 1 袋とは、40×45cm 程度の大きさの袋を想定したものである。

※ 5 年間の利用者個人請求分予定数量は(1)322,935 日、(2) 110,855 日、(3)1,660 袋、(4) 963,800 枚とする。

※ 5 年間の当センター請求分予定数量は(1)98,185 日とする。

※ (4) について現在当センターで使用している商品及び使用実績は別紙 2 のとおり。

5. 集配・回収場所等について

- (1) 集配場所：貸出及び洗濯申込者のベッドサイド
- (2) 回収場所：各病棟に設置した回収ボックス
- (3) 受付場所：病院棟 2 階 指定場所（6.00 m²相当を予定）

※受付場所の詳細については、契約締結後にセンターより案内する。

(4) 在庫倉庫：契約締結後に協議予定（必要な資材は受託者にて用意すること。）

6. 業務内容

(1) 受付案内業務

- ①利用者に対するシステムの説明は受託者が、入院センターにて入院時説明の折に行う。なお説明を行う際、理解のしやすいよう、料金や品目、商品に関する問い合わせやトラブル等が起きた場合に早急に連絡のとれる連絡先、責任者名等が明瞭にわかる資料等を提供すること。加えて、交換日のみではなく契約開始時から契約満了日まで毎日費用が発生する旨も記載すること。また、入院セットの初回配布について平日時間内は入院センター、平日時間外・休日は各病棟にて行う。なお入院センターにて入院セットの不足が生じないよう受託者は倉庫から入院センターへ入院セットを補充すること。
- ②受託者は入院センター及び各病棟に利用申込書等を用意し、随時回収、確認を行うこと。

(2) 集配回収業務

- ①平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間に集配及び回収を行うこと。時間外に関してはセンター側が集配を行う。ただし、年末年始等長期休暇の際には、3 日以上連続で休みが続かないよう集配日を確保すること。
- ②入院セットは十分な在庫を備蓄し、常に不足のないよう管理すること。また棚卸しに関しても受託者の責任で行うこと。加えて受託者が検品を行い、汚損・破損等の物品を利用者へ提供することのないよう十分に留意すること。
- ③受託者は当業務を履行するにあたり、作業に関係のない場所へは立ち入らないこととし、常に当センターの業務に支障のないように注意を払うこと。
- ④集配については週 3 回以上貸出及び洗濯申込者のベッドサイドへ集配を行うこと。ただし、マタニティウェアの貸出については病棟までの集配とする。
- ⑤不潔物の回収は当センター病棟指定場所に設置した回収ボックスにて行うこと。ただし、集配時にベッドサイドに不潔物がある場合は利用者に確認を行い回収すること。
- ⑥運搬に使用する台車等は、清潔物用・不潔物用に分けて使用し、使用後は消毒用エタノールまたはそれと同等効果のある消毒剤で日々完全消毒を行うこと。
- ⑦受託者は入院セットについて休日分を休みの前日にまとめて集配する等、利用者の在庫が無くならないように留意して集配を行うこと。
- ⑧感染症の疑いのある衣服については、当センターにおいて一般の寝衣類と分別仕分けするので、一般の寝衣類とは分けて洗濯を行うこと。（他の利用者の袋とは異なる色の袋を使用する等、他の利用者とは別に区別・管理すること。）

(3) 患者私物パジャマ等洗濯業務

- ①平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間に集配及び回収を行うこと。
- ②患者私物パジャマ等の洗濯は、医療法及びクリーニング業法等関係法令に適合した工場において、清潔かつ衛生的に行うこと。
- ③乾燥後の洗濯物は、品目別に折りたたむこと。そのたたみ方については、当センターと受託者で協議の上変更できること。
- ④受託者は洗濯業務にあたって、当センターの業務に支障のないように注意すること。
- ⑤感染症の疑いのある患者私物パジャマ等については、当センターにおいて一般の寝衣類と分別仕分けするので、一般の寝衣類とは分けて洗濯を行うこと。

(4) 請求管理業務

- ①受託者が患者個人と直接契約をし、利用終了後もしくは月単位等で入院セット及び患者私物パジャマ等洗濯利用者に対して受託者にて料金の支払い案内及び請求、回収を行うこと。
- ②一般個室の入院セット及び患者私物パジャマ等洗濯利用者に限り、個室の差額ベッド料金の支払い状況において、請求先を利用者個人もしくは当センターへの振り分けを受託者にて管理する。当センターへ請求する場合の料金も予め設定するものとする。

7. 受託者・従事者の責務

下記事項は本仕様書に定める全ての業務において受託者または従事者が遵守すべき事項を定めたものである。

(1) 守秘義務

- ①本契約業務の遂行において知り得た秘密及び個人情報を本契約業務の遂行以外の目的に使用し、漏洩してはならない。本契約期間終了後においても同様とする。

(2) 業務の適正化・業務体制の確保

- ①当センターの信用を失墜させる行為をしてはならない。
- ②本件業務を遂行するに当たって当センターの機能等を十分に熟知し、適正な患者サービスを担うこと。
- ③天災等により一時的に業務の遂行が困難になる事態に備え、本件業務が滞ることの無いよう必要な措置を講じること。

(3) 施設の利用

- ①当センターが貸与した中央倉庫など（以下、施設という）を善良な管理のもと大切に使用し、契約終了後は直ちに返還すること。
- ②貸与された施設を私有化しないこと。
- ③貸与された施設の清潔保持・整理整頓に努め、火気について特に注意すること。

(4) 従事者の管理

- ①受託者は本業務を円滑に行うために、適正な人員を配置すること。
- ②受託者は従事者が業務に従事するときは、受託者が用意した制服を着用させ、被服等は同一のものとし、清潔を保持すること。また、従事者に当センターが用意した名札を着用させること。(名札紛失時、税抜 10,000 円自己負担)
- ③受託者は業務を行うにあたって、以下の書類を開示できるように整えておくこと。
必要な場合には開示を求めることがあるため、留意すること。
※従事する者の氏名、性別、資格・経験年数等を明記した名簿
- ④受託者は従事者の言動・行動に十分注意し、患者や患者家族及び職員等に不快感を与えることのないよう注意すること。
- ⑤受託者は従事者の労働条件等において、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の関係法令を遵守すること。
- ⑥受託者は従事者の施設内等での行為等全てについて責任を負うこと。
- ⑦受託者は従事者が故意又は過失により当センター又は第三者に損害を与えた場合は、その損害賠償の責任を負うこと。
- ⑧受託者は従事者の労働災害時の労災保険は、受託者の保険を適用すること。
- ⑨受託者は当センターで業務を行う従事者に対し業務に係る教育・研修を行うこと。
- ⑩受託者は当センターで業務を行う従事者を当センターが実施する感染管理に係る教育・研修に出席させること。
- ⑪受託者は業務の管理及び従事者の管理（健康管理・服務規律の保持等一切）、関係部署との連絡調整、従事者の指導及び従事者が業務できない場合の措置を講じること。
- ⑫受託者は従事者の勤務状態不良等により当センターの運営に支障をきたす恐れがある等の理由で当センターから従事者の変更を求められた場合は、誠実に協議に応じること。

(5) 健康診断等

- ①受託者は従事者に年 1 回の定期健康診断を受けさせること。定期健康診断費用は受託者の負担とする。
- ②受託者は従事者の体調管理を行い、以下の症状がある場合は受診させること。
 - ・発熱がある場合
 - ・下痢の症状がある場合
 - ・咳をしている場合
- ③院内感染対策上、以下の疾患に対する十分な抗体価をもつ者が原則本件業務に従事できるものとする。受託者は従事者の抗体価を把握すること。なお、抗体価の把握にかかる検査費用は受託者の負担とする。
 - ・ B 型肝炎
 - ・ C 型肝炎
 - ・ 麻疹
 - ・ 風疹

- ・水痘
- ・流行性耳下腺炎

④従事者の抗体検査測定結果がワクチン接種対象基準値未満の場合は、受託者の負担により従事者に対してワクチン接種を実施し、その結果を年1回当センターへ提出すること。なお、ワクチン接種対象基準値は次のとおり。

- ・ B型肝炎ワクチン 抗体価 10mIU/ml 未満
- ・ 麻疹ワクチン 抗体価 16.0 未満
- ・ 風疹ワクチン 抗体価 8.0 未満
- ・ 水痘ワクチン 抗体価 4.0 未満
- ・ 流行性耳下腺炎ワクチン 抗体価 4.0 未満

⑤受託者は受託者の責任において従事者に年1回のインフルエンザの予防接種を推奨すること。

8. 受託者要件

- (1) 医療法施行規則第9条の14第11号に規定する標準作業書を作成すること。
- (2) 医療法施行規則第9条の14第12号に規定する業務案内書を作成すること。
- (3) クリーニング所の適合確認を受けていること。
- (4) 受託者は、自主衛生基準を設け、1年に2回以上、下記基準に達していることを検査し合格すること。なお、第3者機関の発行する衛生基準に合格した認定証をもって証明すること。

【衛生基準の基準値】

- ・ MRSA が検出されないこと
 - ・ 大腸菌群が検出されないこと
 - ・ セレウス菌対策として半年に1回以上、洗浄槽を洗浄していること
- (5) 医療関連サービスマーク（寝具類洗濯業務）もしくは保健所の医療用クリーニング認可証を取得していること。
 - (6) プライバシーマークを取得していること。
 - (7) 賠償責任保険に加入していること。
 - (8) 過去3年間に病床数200以上の医療機関で本件同様の業務の請負実績があること。
 - (9) 天災、その他何らかの事由により、当該業務を遂行することが困難となった場合に備えてバックアップ体制を整備していること。

9. 委託費用

- (1) 受付場所の貸付物件賃借料については、下記のとおりとすること。
 $38,280 \text{ 円/m}^2 \times 6.00 \text{ m}^2 = 229,680 \text{ 円/年 (税抜)}$

※在庫倉庫のスペースが必要な場合、別途費用が発生することを留意すること。

- (2) 販売手数料については、本契約の売上額に対する一定率とすること。

販売手数料＝本契約売上額×一定率（受託者提示割合）

- (3) 一般個室料を支払っている患者への入院セットレンタルの費用は、当センターに請求すること。

10. 再委託について

- (1) 受付案内業務・集配回収業務・請求管理業務

再委託は禁止する。

- (2) 患者私物パジャマ等洗濯業務（貸出寝衣及びタオル類の洗濯においても同様）

当センターの承諾を受けて、請け負った洗濯業務を再委託することができる。

ただし、以下の条件を全て満たす場合に限られる。

①再委託先は最小限とすること。

②再委託を行う洗濯物の集配にかかる作業・費用は全て受託者の負担とすること。

③集配は受託者が一括で行い、トラックを別便としないこと。

④洗濯方法・仕上方法・配送期限等、品質・仕様は全て本仕様書どおりとし、全て受託者の責任において実施すること。

11. その他

- (1) 業務上必要な洗濯袋等器具類や消耗品類は、受託者の負担にて準備すること。

- (2) 本件に対する問い合わせ及び苦情等は受託者の責任において対応すること。利用者の意見の反映は積極的に行うこととし、患者サービスには常に徹すること。

- (3) 当センターから日々の報告とは別に、受託者に対して資料の提出及び業務の改善を求める場合がある。この場合、受託者は直ちに対応し担当者に報告すること。

- (4) 受託者は契約者の変更に伴い業務を引き渡す場合、当センターの運営に支障を来すことのないよう十分な時間及び内容をもって引き継ぎ、引き渡しを行うこと。

- (5) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項、業務遂行方法等については、当センターと受託者で協議の上決定すること。

以上

センター概要

1.名称

国立研究開発法人国立循環器病研究センター

2.理念

私たちは、国民の健康と幸福のため、高度専門医療研究センターとして循環器疾患の究明と制圧に挑みます。

3.所在地

大阪府吹田市岸部新町6番1号

4.開設

昭和52年7月

5.理事長

大津 欣也

6.病床数

550床（想定病床稼働率90％）

7.診療科目

28科目

8.診療時間

8時30分～17時15分

9.休診日

土・日曜、国民の祝日に関する法律に定める祝日、12月29日～1月3日

10.建物・敷地

建物規模 地上10階 地下1階

敷地面積 30,585.17㎡ 延床面積 43,241.78㎡

11.想定職員等数（非常勤含む）

2,000人

（注）当該資料は、応募者が病院の実状を知らないと思われるので、状況を知らしめるために作成するものであり、確約するものではない。